

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度第1回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	令和元年11月20日(水) 午後1時～2時46分
開 催 場 所	市役所 11階 113会議室
議 題	(1) 諮問：高松市議会の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに 議会における政務活動費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 桑城秀樹、高塚順子、小笠原勝範、中澤悦子、奈良茂子、深田幸夫、山田径男
傍 聴 者	1人
担 当 課 及び 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

【経過及び結果】

1 会議の公開の決定

会長から本審議会の会議を公開とする旨の発言があり、今後、会議を非公開とすべき審議事項が生じた場合には、その都度、本審議会において公開・非公開を決定することとした。

2 審議会資料の説明

市長を代理して、加藤副市長からの諮問の後、事務局から本市の議員報酬、市長及び副市長の給料、政務活動費の額の状況、本市の財政状況、人事院・香川県人事委員会の勧告内容、他市の状況等について説明し、それらに対し各委員から質問及び意見等が出された。

【主な質疑応答】

委員) 昨年の議論で消費税増税の件が議論に上った。消費税増税の影響を見定めてという議論であったが、消費税の影響についてどう考えるか。

事務局) 手元の資料で分かっている部分のみの説明になるが、日銀総裁の10月末の記者会見では、消費税増税の影響について、駆け込み需要が大きくなかったため、影響が限定的であるという発言をしている。また、内閣府が実施した10月分の消費動向調査では、消費者の物価予想について、上昇すると見込む割合は、依然高水準ではあるが、前回に比較して低下している。また、同じ調査で、耐久財の購入や暮らし向きなどについては改善し、雇用については悪化するなどの調査結果が出ているが、大きな動向は見られない。このほか、香川県が毎月発表している消費者物価指数は、本市の物価の状況を知る上で重要な資料となるが、10月分の調査結果は今月末に発表されるため、次回会議において、資料を提供したい。

委員) 人事院勧告は、今年の4月の段階での民間の給与額などの調査結果を反映させている。10月の消費税増税を予想してどう判断しているのかということもあるが、消費税だけではなく、他の要素との兼ね合いもある。

事務局) 人事院勧告では、若手職員について給料表の増額改定が勧告されたが、幹部職員の改定は行われていない。一方、期末・勤勉手当については、年間0.05月分の増額改定の勧告が出されている。そこで、議員、市長及び副市長についても、12月議会に0.05月分期末手当を増額する条例議案の提出を予定している。しかし、給料等については、そのような一般職の状況からは、増額の要素は少ないと思われる。

委員) 本審議会で議論する給料とは別に、少なくとも期末手当分については引上げになるということは理解した。

事務局) 補足だが、本市の場合、国の指定職職員の勤勉手当を参考にしている。こちらが勧告で0.05か月分上がるということなので、それを受けて本市も特別職の期末手当を0.05か月分増額する方針である。本市以外の中核市においても、同様の取扱いをしているところが多い。

委員) 議員による海外視察については、本審議会の検討対象である政務活動費とは別という理解でよいか。

事務局) そのとおりである。

委員) 議員の費用弁償についても、政務活動費とは別との理解でよいか。

事務局) そのとおりである。

委員) 政務活動費については非常に気になる。金額を減らす必要はないが、使う人、使わない人の差が激しい。また、費用弁償については、定例会だけではなく、委員会等への出席についても支払対象となるのか確認したい。

事務局) 条例に基づく委員会であれば費用弁償の対象となる。一方、条例に基づかない調査会などの会議も多数開催されているが、そのような会議は費用弁償の対象外となる。

委員) 一般企業の感覚から言えば、給料をもらっている限り、会議には出席して当然である。議員報酬でなぜ賄えないのかと思ってしまう。先ほど話題に上った消費税の増税については、報道等を見ると少し影響があったように言われているが、自分たちの生活を振り返ってみると、初めは買い控えをしようかとも思ったが、今となれば慣れてしまい何とも思っていない。肌感覚では心配していたほど影響はないのではないか。市長の給料等についても、昨年は消費税の増税の動向を見て検討しなければとしていたが、増税についてはそれほど考慮しなくてもよいのかもしれない。

事務局) 新聞報道等では、食料品等の軽減税率や、ポイント還元などの効果もあり、増税の影響は弱いとされている。一方で、耐久消費財等については不安な部分もあるとされている。

委員) 過去5年間の政務活動費の返還状況を確認すると、100万円以上の返還者が1名いるが、返還の理由は当該議員が所属する会派の主張等によるものか。

事務局) 当該議員については16万円程度の執行しかないが、同会派所属の別の議員は、ほとんど使い切っている議員も見受けられるので、会派の影響とは一概に言えない。

委員) 執行が20万円弱で議員としての活動ができているのか。

事務局) 市議会の一般質問等で登壇もしている議員である。以前にも同様の議論があったが、政務活動費の執行率が低いからといって必ずしも活動が少ないとは言い切れない。

委員) 質問が1点、意見が1点ある。まず質問だが、本日の資料にもあるように、本市の財政状況を見ると、基金の減少が大きいので、安定財源を確保するために、固定資産税の引上げをしてはどうかという、自主財源検討委員会からの中間報告がなされたことと本日の四国新聞の紙面に掲載されていたが、この委員会はどのような立場の組織なのか。仮に、この委員会で固定資産税の引上げを行う決定があるのに、当審議会で給料を引き上げるといふ議論を行うことには違和感がある。市民からすれば、税金を上げ、その財源で市長等の給料を引き上げるのかということになるのでは。そのようなことから、自主財源検討委員会の位置付けや、そこから出された意見の取扱いなどについて知りたい。また、意見だが、民間企業において、賃金を決定する際の三大要素は、物価動向、雇用情勢、企業業績であり、それに世間相場を加えて判断している。民間の判断基準を本市に置き換えてみると、まず物価は、官民共通で微増(19年度見込は+0.7%程度)、また、雇用情勢は官民の関係性が薄く、これによる引上げの緊急性は認められない。また、企業業績について、本市の財政力指数は横ばい、経常収支比率は悪化、実質公債費比率は改善しているが、このトレンドに大きな問題は認められない。しかし、一方でラスパイレス指数の高止まりや、財政調整基金の減少などの問題を抱えており、報酬等の引上げを議論する環境にはない。また、世間相場として、中核市や四国内の給与・報酬水準を見ると、本市の財政規模から考えて、まず妥当な順位にあるものと考えられる。なお、人事院や県人事委員会からは、給与やボーナスの引上げが勧告されている。以上のような状況を踏まえ、議員報酬、市長・副市長の給与についてを、今回引上げ、引下げの特段の理由は見出し難い。なお、月例給を上げなくても、勧告によりボーナス(期末手当)は増加する。よって、現状維持でよいのではないかと考える。

委員) 自主財源検討委員会の中間報告に関して、市長等の給料を上げるため、固定資産税を増額すると受け取られると困る。分かる範囲で自主財源検討委員会の動きを教えてください。

事務局) まず、本市に設置される機関の説明をすると、本市が設置する機関については、本審議会のような条例に基づき設置される附属機関と、条例に基づかず、市長等が任意に設置する類似機関とが存在する。附属機関については、諮問を受け、答申を行うことができ、答申については、法的拘束力はないが、市長はそれを尊重して市政に反映しなければならない。一方、類似機関については、諮問を受けたり、答申を行うことができない。ただ、その場で出された意見については、市政運営に十分に参考にしなければならない。指摘のあった自主財源検討委員会は、このうち後者の条例には基づかない類似機関であり、諮問を受けたり、答申を行うことができない機関である。この自主財源検討委員会が、新聞報道にもあるように、固定資産税の税率を引き上げることについて検討してはどうかとの中間とりまとめを行い、今後、来年1月を目途に最終の意見の取りまとめを行っていくという状況である。

委員) 固定資産税が上がるのが勝手に決まってしまうとにならないように、どのような議論が行われているかなどの情報を市民に伝えることも重要ではないのか。

事務局) 自主財源検討委員会が発足した経緯であるが、本市の財政状況が非常に悪化しており、財政調整基金残高が減少し、今後より一層厳しさを増すという状況において、本市の市税全体を検討する中で、他の中核市と比較して都市計画税や宿泊税など、本市では取り入れていない税目もあるのではないかと、市税全体の在り方を検討してもらおうという趣旨で発足したと聞いている。今回検討されている、固定資産税は普通税であり、使い道が制限されない。都市計画税などは目的税で、都市計画事業にしか使えないという側面もある。最終的には、委員会の意見を受けて、本市として判断をしていかなければならない。

事務局) もう少し詳しく説明すると、市長がマニフェストにおいて、都市計画税や法定外目的税、超過課税の導入などについて検討し、自主財源の充実・強化を図りますと掲げている。議会でも、法定外目的税の導入等を始め、自主財源の確保に関する幅広い議論がなされているという状況もあり、それを受けて様々な人の意見を聞こうという趣旨で、今年の7月に設置した。これまでに4回検討を行ってきたが、昨日の5回の会議で中間取りまとめを行い、それが報道されている状況である。今後については、更に検討を重ね、本年度内には最終的な取りまとめの意見が提示される予定である。なお、その場での意見が直ちに本市の決定事項となる訳ではないが、それを参考にして本市としての方針を決めていく。また、今回の中間とりまとめについては、広く市民の意見を聞く機会も予定されていると聞いている。

委員) 本市の客観的な財政状況を踏まえて税の徴収に関して可能性を検討しており、委員会において、固定資産税を引き上げてはどうかという検討が行われている情勢であるということ間違いはない。そのような中で審議会が開催されている状況の中、これを全く別の話だとは言えず、市長等の給料を引き上げる方向の議論は難しい。

委員) 市長の自主財源の確保の考えは当然のことである。そのための方策を検討し、意見を聞いている状況であり、その選択肢として固定資産税の増額も一つの考えとしてはあるとの意見が委員会では出されているという状況ということで間違いはないのか。

事務局) 本市の財政状況について、基金を取り崩してやり繰りしてきたのが、そのような取崩しも今後何年かすればできなくなるような状況になるので、この時期に検討しようということである。

事務局) そのような財政状況の最新の資料については、次回の会議で提示する。

委員) 歳出の見直しも重要である。

委員) 地域全体がいろいろな方面から潤っていけば、自主財源の確保もできる。ここは、市長の手腕が重要なところである。

委員) 本日の四国新聞の紙面に議員と市民との意見交換会についての記事があったが、1回の意見交換会にとどまらず、何回も議論して意見を練ってほしい。

委員) 他に意見はないか。本日の会議では様々な意見を出してもらい、次回の会議で答申の方向性について検討したい。

事務局) 確認だが、次回の会議には、消費者物価指数に関する資料と、財政状況に関する資料を提示したい。

委員) 9月議会では、「高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の議員提出議案が否決されていたが、どのような内容だったのか。費用弁償であれば本審議会の対象外であるが、議員報酬の部分についての意見があるならその内容を知りたい。

事務局) 費用弁償の廃止についての議員提出議案であった。

委員) 議員と市民との意見交換については、大事であるが、意見交換会をしたこと自体が目的になってしまっており、その結果をいかに市政に反映させていくかということを目に見える形で示すことも議員活動の重要な部分ではないか。また、昨年度の審議会でも指摘したが、市長・副市長について、働き方改革はどこへ行ったのかと思うほど業務をこなしている。市長等、組織のトップは、災害などの本当に困った事態が起こった時に、どのように動けるかが一番大事である。平時が大事ではないとは言わないが、平時にも、緊急時にも対応できるだけに体制を整えておかなければならない。

委員) 議員が市民との対話で意見を聞くが、聞きっぱなしで、聞いたという実績を作るだけではなく、そこで出た意見を市政にどのように反映させていくのか、どのように市民に還元されるのかということとは極めて重要である。そのような意味では、政務活動費の広報費・広聴費は市民へのフィードバックのために使ってほしい。選挙活動の宣伝用に冊子を作り配るだけではなく、その辺りをもう少し工夫してほしいという感じは受ける。

事務局) 高松市議会の四つの常任委員会では、本市の取組で重要なものについて、毎年度、委員会ごとにテーマ選定を行い、議員同士で議論を行い、必要であれば視察を行い、市議会としての意見を取りまとめるという活動を行っている。そこで取りまとめた意見は、市議会の意見として当局側に提出され、当局側では、それを受けて実現しなければならないものは実現していくような取組を行っている。昨日の議員と市民との意見交換会についても委員会ごとにテーマを設けて議論しており、その過程で市民からの意見を聞くということも大きな目的として、市議会全体の取組として開催しているものである。